

岡情審査第6763号

平成23年3月25日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和秀



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成21年2月20日付け岡土調第195-1号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

平成20年度1月補正予算岡山市一般会計土木費の内、①単独道路新設改良事業費、②単独舗装新設改良事業費、③単独交通安全施設整備事業費、④単独橋りょう新設改良事業費に係る予算要求書と内示（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、一部開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

## 第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った一部開示決定において非開示とされた項目のうち、平成20年度1月補正予算事業内訳書（岡山市一般会計土木費）に記載している路線ごとの事業費に係る部分は、開示すべきである。

## 第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成21年1月16日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて本件公文書の開示請求を行った。
- 2 それに対して、実施機関は、同年1月30日付けで、本件公文書について、歳出予算要求明細書に参考資料として添付している内訳書の内、路線ごとの事業費については、道路改良事業の円滑な施行に支障が生ずおそれがあるため、非開示事由に該当することを理由として一部開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年2月6日付けで、歳出予算要求明細書に参考資料として添付している内訳書の路線ごとの事業費を開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。
- 4 それに対して、実施機関は、同年2月20日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

## 第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

### 1 申立人の主張要旨

- (1) 行政文書は、原則公開とすべきもので、その中で、プライバシーに

関わるものだけが非公開とされるべきと考える。

(2) 予算は、箇所付けの積み上げにより成り立っているが、箇所付けの明示が混乱を招くという考え方から開示しないということは納得できない。箇所付けが変更したのであれば、その理由を明確に示し、説明することで問題は解決されるはずである。

箇所付けを明確にしないことは、声の大きい人、力の強い人の意見が通っているのではないかと疑われる元といえる。

(3) 予算要求書の内訳書に記載している路線ごとの事業費の内訳を開示することが、公正な入札を阻害するとは考えられない。一部のものだけがその情報を入手していることが、公正な入札を阻害している。

(5) 予算作成の文書は、開示すべき文書と考えており、予算編成過程における文書も原則公開すべきと考える。

## 2 実施機関の主張要旨

(1) 本市では、予算要求書に参考資料として添付している内訳書については、道路改良事業の円滑な施行に支障が生ずるおそれがあるため、原則として非開示してきたが、今回は、平成21年度に予定されている事業の前倒しということで、実効性の高い、すぐに実施可能な事業を選んで予算編成をしたもので、市議会建設委員会において路線名を公表しているため、内訳書を開示した。

ただし、内訳書中、路線ごとの事業費については、今後、事業を執行する前に必ず行う要望者等関係者との協議・調整が困難になる場合が発生するなど、事業の実施に支障となるおそれがあるので、非開示とした。

(2) 上記の「事業実施に支障となるおそれ」について詳説すれば、以下

の通りである。

ア 生活に身近な市道の整備は、地域からの要望を受けて実施することが専らであり、整備に要する予算は、要望に基づき路線ごとに必要額を積み上げた上で調整し、財政当局から総額についての査定を受け、最終的に議会の議決を経て決定されるが、この予算は、個々

の路線ごとに決定されたものではなく、総額として執行を認められたものであり、執行路線の決定は、事業担当部署に委ねられている。

イ 予算執行に当たっては、事業計画を立て、個々の路線ごとに地域関係者と事業区域、実施時期、工事方法、関係者の協力などを協議し、合意が得られた後、事業を実施する。

ウ この場合、内訳書に記載された路線は、予算決定の約6ヶ月前の予算要求時に予定した路線であり、予算決定後の執行に当たっては、予算決定額、関係機関や関係者との協議、関連する事業との調整、土地取得の状況、地域からの新たな路線の要望などにより、予定していた事業規模を縮小したり、あるいは、事業を取りやめたり、さらには新たな路線を追加することが多々発生する。

エ このような中にあって、地域の関係者との協議前に、実施が確定していない路線ごとの予算見積額が開示されることは、事業の優先度や事業費の多寡をめぐって、地域関係者に過大な期待感や不公平感を抱かせることになり、その結果、関係者との協議や調整が難航することが懸念され、円滑な事業の遂行が困難になるおそれがある。

(3) また、予算要求書の内訳書に記載している事業費は、主に概算事業費を計上しているが、中には詳細な見積り・積算の上、発注時の設計金額に近い事業費を計上している場合もある。

測量設計費に係る入札に加え、平成21年8月1日から工事請負費に係る入札についても、許容価格を開札後に公表することとしたことから、予算要求書の内訳書に記載された事業費が入札前に開示されるとその事業費から許容価格を容易に推測される場合があり、公正な入札を阻害するおそれも存在する。

したがって、予算要求書の内訳書に記載している事業費は、非開示にすべきものと考える。

#### 第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

##### 1 本件公文書について

本件公文書に記載された内容は、次のとおりである。

###### (1) 平成20年度歳出予算（1月補正）要求明細書

事務（事業）の概要、要求額と財源内訳、要求額の内訳（節・細節名、要求額、積算基礎、査定額）

上記文書は、全部開示している。

###### (2) 平成20年度1月補正予算事業内訳書

路線名、所在地、計画幅員、事業費、委託費、工事費、用地費、補償費、単独事務費、新規継続の別、委託料内訳、事務費内訳、財源内訳

上記文書は、路線名、所在地、計画幅員を除く部分は非開示となっている。

##### 2 条例第5条第4号該当性について

###### (1) この度の開示請求の対象となった事業については、平成20年度補

正予算として平成21年度に予定されている事業の前倒しで行われ、実効性の高い、すぐに実施可能な事業を選んで予算編成がなされ、開示を決定する段階では、議会で議決された予算である。

(2) 非開示の対象となったのは、工事請負費等業者に支払う金額の予算である。これを開示した場合、実施機関が主張するように、地域関係者に期待感や不安感を抱かせ、その結果、関係者との協議や調整が難航する事態が発生する蓋然性がありうるとすれば、実施機関は、その場合にも開示を前提にして関係者との協議、調整によりこうした事態の解決をはかるべきものと考えられる。したがって、本件公文書は条例第5条第4号に定める事務事業執行情報には該当しない。

(3) なお、工事請負費については、本件公文書の開示請求当時、入札に際し許容価格が事前に公表されており、また、測量設計費については、複数の路線の内、どの路線のものが発注時の設計金額に近いものなのか判断できないものであり、工事請負費や測量設計費が開示されたとしても、公正な入札を阻害するおそれがあるとは考えられない。したがって、本件公文書は、この点でも条例第5条第4号に定める非開示情報には該当しない。

(4) ただし、補償費については、補償交渉前に補償費が開示されなければ、利害関係を有する者から種々の要求や要望等がなされる可能性もあり、補償交渉に重大な支障が生じるおそれがあると考えられる。したがって、補償費について非開示とすることは妥当である。

### 3 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年月日	処理内容
平成21年 2月20日	諮問書の收受
平成21年 3月18日	実施機関側意見書の收受
平成21年 3月30日	審議
平成21年 4月27日	審議
平成21年 5月25日	審議
平成21年 6月29日	審議
平成21年 7月27日	審議
平成21年 8月24日	審議
平成21年 9月30日	審議
平成21年 10月26日	実施機関側口頭意見陳述並びに審議
平成21年 11月30日	審議
平成21年 12月14日	審議
平成22年 1月18日	審議
平成22年 2月15日	審議
平成22年 3月23日	審議
平成22年 4月19日	審議
平成22年 5月 6日	申立人側意見書の收受
平成22年 5月17日	審議
平成22年 6月 7日	審議
平成22年 6月 7日	実施機関側補充意見書の收受

平成22年 7月12日	審 議
平成22年 9月13日	申立人側補充意見書の収受
平成23年 2月21日	審 議
平成23年 3月25日	答 申